

令和6年9月1日 現在

【対象者向け】

(制度全般について)

Q1 現行制度との違いは。

→主な違いは、次の表のとおりです。

	現行制度 (秋田県奨学金返還助成制度)	新制度 (あきた企業連携型奨学金返還助成制度)
支援対象者 (学歴)	県内就職者 (高校卒～大学院修了)	県内就職者 (高専(専攻科)卒、大卒、大学院修了)
支援元	県	県及び企業
支援人数	人数制限なし	人数制限なし
支援額(期間)	①一般分：最大39.9万 (上限13.3万×3年間) ②未来創生分：最大6.0万 (上限2.0万×3年間)	最大120万 (上限20万×6年間)
支援までの主な流れ	①学生等の県内企業への就職 ②県へ認定申請(県から認定) ③奨学金返還 ④県へ交付申請(県から交付決定) ⑤県へ請求、助成金受領	①登録企業の参加 ②学生等の登録企業への就職 ③県への認定申請(県から認定) ④奨学金返還 ⑤県へ交付申請(県から交付決定) ⑥県への請求、助成金受領

Q2 現行制度との併用は可能か。

→同時に利用することはできません。

(制度について)

Q3 大卒者等の「等」とは何か。

→4年制の大学のほか、大学院、高専専攻科といった学位取得相当の課程を卒業・修了した方を想定して「等」という記載にしています。

Q4 なぜ「大卒等」が対象なのか。

→県内の高校生、短大生の県内就職率はともに7～8割台で推移している一方で、県内大学生は3割台にとどまっていること、また高度な専門知識を学んだ大卒者等は、企業や地域の中核的な牽引者として期待されることから、大学生等を対象とさせていただいています。また、本制度の対象外となる方であってもこれまで実施している秋田県奨学金返還支援制度は継続して実施しておりますので、ご検討ください。

Q5 対象の奨学金は。

→日本学生支援機構や秋田県育英会奨学金等の返還義務のあるものに限ります。給付型や免除型の奨学金等、返還義務のないものは対象外となります。

Q6 令和6年度採用だが、対象とならないのか。

→令和6年度の採用者についても、令和6年度採用分の登録企業に就職することで対象となる場合があります。令和6年度の登録企業の一覧をご確認ください。

Q7 就職先が登録企業ではない。対象外なのか。

→就職年度ごとに登録企業の募集を行っております。該当する就職年度の登録企業の募集が行われている場合は、現時点で登録企業でなくても、これから登録企業となる可能性があります。まずは、就職先の人事担当の方へ、登録申請の予定があるかどうかを一度ご確認ください。

(認定申請・交付申請について)

Q7 必要書類は。

→各採用年度の企業向けページに掲載していますので確認してください。また、書類の提出については、就職先の企業を通じて県へ提出していただきます。

Q8 助成金はいつもらえるのか。

→本制度は、助成対象者の年間の奨学金返還実績に対し、その費用を助成するものとなっています。ですので、認定決定の翌年度に行う交付申請・交付決定を経て、県あてに請求

をいただくことで、対象者の指定口座に助成金が振り込まれます。

仮に令和7年度就職者の方であれば、令和7年度に「認定決定」、令和8年度に年間の返還実績を踏まえ「交付決定」となり、その年度に助成金の振り込みとなります。

Q9 奨学金の返還を滞納した場合はどうなるのか。

→本制度は年間の奨学金返還実績に対して、その費用を助成するものとなっています。当初の償還計画より遅れた場合であっても助成対象期間内の返還実績であれば、助成の対象となります。

Q10 奨学金を繰上返還した場合はどうなるのか。

→Q9と同様。